様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2026年 2月 6日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）いなばたこうりょうかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 稲畑香料株式会社  （ふりがな）いなばた　かつや  （法人の場合）代表者の氏名 稲畑　勝弥  住所　〒532-0027  大阪府 大阪市淀川区 田川３丁目５番２０号  法人番号　8120001106009  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　自社WEBサイト上特設ページ「イナバタDX」 | | 公表日 | ①　2025年 8月12日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　自社WEBサイト上特設ページに掲載  　https://www.inabatakoryo.co.jp/dx/  　自社WEBサイト上特設ページ「イナバタDX」  【トップメッセージ】および【DXビジョン】 | | 記載内容抜粋 | ①　【トップメッセージ】：  DX（デジタルトランスフォーメーション）とは、社会やビジネス環境の変化に柔軟に適応し、自らを変革して競争優位を確立するための取り組みです。  国内市場の縮小や労働人口の減少といった構造的な課題も進む中、こうした環境下で事業の成長や拡大を目指すには、現状との間に大きなギャップが生まれます。  このギャップを「人手」で埋めようとすれば、やがては組織が疲弊してしまいます。  だからこそ、不足する”人”の力を”デジタル”で補い、進化させることが不可欠です。  アナログとデジタル、それぞれの強みを掛け合わせることこそが、持続可能な成長のカギを握ります。  そのような思いを込めて、稲畑香料では独自のDX計画「イナバタDX」を立ち上げ、推進しています。  近年のデジタル技術の進化は著しく、10年前には構想段階だった技術が、いまや実用フェーズに移行しています。また、企業におけるデジタル活用も、かつての「コスト削減」から、「投資によるリターン創出」へと価値観が変化しています。今や、企業規模を問わず、デジタルの力を活かす企業が飛躍を遂げています。  稲畑香料は、創業200年に向けたビジョン「ACCORD」を掲げています。  「イナバタDX」は、この「ACCORD」の実現を支える重要な基盤であり、未来へ続く道を切り拓くエンジンです。  私たちは、アナログとデジタルを融合し、個人の力を最大限に引き出し、組織としての総合力を高める「イナバタDX」を推進していきます。  100年後も社会に必要とされ、成長を続ける企業であるために——。  その第一歩は、いま、この瞬間を生きる私たちひとりひとりの変革にほかなりません。  【DXビジョン】：  国内市場縮小、労働人口減少を前提としつつも、  200年企業に向けた企業価値向上を図るべく、  限られた人員で、成果を高める。  そのために不可欠なひとりひとりが  最大限に活躍できるイナバタとなるべく、  デジタルの力を積極的に取り入れる。  【イナバタDXの3ステップ】：  イナバタDXではステップを3つに分けて、それぞれのステップを3年間かけて取り組む計画を立てています  イナバタDX1.0（始動期）2023年度～2025年度  「業務効率化」「デジタルインフラの整備」  自ら考えるための余力を獲得する。「言われたことはしっかりやる」から、自ら考える・自分ごと化する。その上で、経営層・上司や他部門の力を積極的に借りる。小さな失敗や成功の経験を積み上げる。  イナバタDX2.0（拡大期）2026年度～2028年度  「データの社内共有」「個人の能力発揮」  自ら考える・自分ごと化する人が繋がる。変わることに躊躇せず、楽しむ。周囲は邪魔をするのではなく応援する。会社・上司は挑戦を評価する。  イナバタDX3.0（飛躍期）2029年度～2031年度  「社外との連携」「自ら変わり続ける」  変わることが当たり前になることで、守るべきものを強くする。デジタル活用にどん欲になり、人員は限られていても、成果は大きく出す。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2025年2月度取締役会にて承認された事項に基づいて作成・公開されています |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　自社WEBサイト上特設ページ「イナバタDX」 | | 公表日 | ①　2025年 8月12日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　自社WEBサイト上特設ページに掲載  　https://www.inabatakoryo.co.jp/dx/  　自社WEBサイト上特設ページ「イナバタDX」内  【イナバタDXの3ステップ】および【DX戦略】 | | 記載内容抜粋 | ①　【DX戦略】：  （デジタル技術導入による効率的な業務プロセスの構築）  デジタル技術で業務プロセスを改善し、業務負担の軽減や余力の確保を目指す  課題解決のためのフレームワークを導入、シミュレーションし、変わり続けることに慣れる  （デジタル活用基盤の整備）  デジタル技術を活用していくための土台を作るために、既存システムの洗い出し、保守整備などを行う  情報リテラシーを高めて、安心してデジタル技術を活用できる状態にするために、  セキュリティ対策情報やITに関する基礎的知識などを含む情報教育を行う  （データの社内共有）  社内の各種データベースを連携させることで、部署をまたいだシームレスなデータ共有を可能にする  BIツールを導入することで、データを加工・分析して各種判断に用いることができるようにするができるようにする | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2025年2月度取締役会にて承認された事項に基づいて作成・公開されています |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　自社WEBサイト上特設ページ「イナバタDX」  　自社WEBサイト上特設ページ「イナバタDX」内  【推進体制】 | | 記載内容抜粋 | ①　【推進体制】：  「イナバタDX推進チーム」として組織横断的なプロジェクトチームを設置し、イナバタDXの推進を行っています。  横断的な組織として、現場の意見も吸い上げていく目的で、各事業本部からは実務者をメンバーとして選出し、推進チームに参加してもらいます。  また、こうした活動への参加を通して経験を積むことにより、DX人材の育成も図っていきます。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　自社WEBサイト上特設ページ「イナバタDX」  　自社WEBサイト上特設ページ「イナバタDX」内  【DX戦略推進に必要な環境整備の方策】 | | 記載内容抜粋 | ①　【DX戦略推進に必要な環境整備の方策】：  （組織面）  ・DX推進チームの設置  ・各事業部マネージャー層のDXプロジェクトへの参画  ・KPIモニタリングの場を設定  （システム面）  ・基幹システム(生産管理システム)を軸としたBPRの実施  ・社内データベースの連携を推進  ・BIツールの導入と利活用(経営ダッシュボード+現場の見える化)  ・情報セキュリティ対策の強化とデジタルガバナンスの確立  （人材面）  ・情報リテラシー向上のための講習・支援 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　自社WEBサイト上特設ページ「イナバタDX」 | | 公表日 | ①　2025年 8月12日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　自社WEBサイト上特設ページに掲載  　https://www.inabatakoryo.co.jp/dx/  　自社WEBサイト上特設ページ「イナバタDX」内  【DX戦略に対するKPI（重要業績評価指標）】 | | 記載内容抜粋 | ①　【DX戦略に対するKPI（重要業績評価指標）】：  （デジタル技術導入による効率的な業務プロセスの構築）  ・業務時間中の事務作業時間前年比10%減  ・従業員エンゲージメントスコア向上(GAP -1.0以下）  （デジタル活用基盤の整備）  ・年間IT投資予算を売上比1%以上にする  ・4年間でITパスポート、データサイエンティスト検定など推奨資格の取得者5名以上  （データの社内共有）  ・対象社員の50%以上が定期的にBIツールを使用している  ・部署間でデータをやり取りする業務にかかる時間(待ち時間)を10%削減  ・3年間でワークフローシステムへの新規登録書類が5件以上 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 8月12日 | | 発信方法 | ①　自社WEBサイト上特設ページ「イナバタDX」  　自社WEBサイト上特設ページに掲載  　https://www.inabatakoryo.co.jp/dx/  　自社WEBサイト上特設ページ「イナバタDX」内  【トップメッセージ】 | | 発信内容 | ①　【トップメッセージ】：  DX（デジタルトランスフォーメーション）とは、社会やビジネス環境の変化に柔軟に適応し、自らを変革して競争優位を確立するための取り組みです。  国内市場の縮小や労働人口の減少といった構造的な課題も進む中、こうした環境下で事業の成長や拡大を目指すには、現状との間に大きなギャップが生まれます。  このギャップを「人手」で埋めようとすれば、やがては組織が疲弊してしまいます。  だからこそ、不足する”人”の力を”デジタル”で補い、進化させることが不可欠です。  アナログとデジタル、それぞれの強みを掛け合わせることこそが、持続可能な成長のカギを握ります。  そのような思いを込めて、稲畑香料では独自のDX計画「イナバタDX」を立ち上げ、推進しています。  近年のデジタル技術の進化は著しく、10年前には構想段階だった技術が、いまや実用フェーズに移行しています。また、企業におけるデジタル活用も、かつての「コスト削減」から、「投資によるリターン創出」へと価値観が変化しています。今や、企業規模を問わず、デジタルの力を活かす企業が飛躍を遂げています。  稲畑香料は、創業200年に向けたビジョン「ACCORD」を掲げています。  「イナバタDX」は、この「ACCORD」の実現を支える重要な基盤であり、未来へ続く道を切り拓くエンジンです。  私たちは、アナログとデジタルを融合し、個人の力を最大限に引き出し、組織としての総合力を高める「イナバタDX」を推進していきます。  100年後も社会に必要とされ、成長を続ける企業であるために——。  その第一歩は、いま、この瞬間を生きる私たちひとりひとりの変革にほかなりません。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年 5月頃　～　2025年 11月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年 5月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。